様式第14号(第16条関係)

|  |
| --- |
|  　　　第　　　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　様 　　 　　出雲市長 　　 印住居確保給付金変更支給決定通知書　　　　　年　　月　　日付第　　　　号で支給決定を行った住居確保給付金については、　　　　年　　月　　日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。記１　変更内容□　支給額　　　　　　　　月額　　　　　　　　円□　支給方法（代理受領に変更）２　変更後の家賃に対する支給期間　　　　　　　　　年　　月（　　　　年　　月家賃相当分）から　　　　　　　　　　　　　　　年　　月（　　　　年　　月家賃相当分）まで３　変更理由　　　４　対象となる住宅　　名称　　　　　　　　　　　所在地 |

１ この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に出雲市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

２ また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

　　ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。